

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の概要

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

(1) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引に関する規定の整備

ア 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引から、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号。以下「改正法」という。）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「新法」という。）第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除くこととする。

イ 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引として、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第10条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。以下「疑わしい取引」という。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを追加することとする。

ウ 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が一回当たりの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなるものであるときは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項又は第9条第1項の規定を適用することとする。

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に関する規定の整備

新法第4条第2項第3号の政令で定める取引は、次の顧客等との間で行う特定取引とする。

ア 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

イ アに掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

ウ 法人であって、ア又はイに掲げる者が実質的支配者であるもの

(3) 既に取り引時確認を行っている顧客等との取引に関する規定の整備

疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定める取引については、既に取り引時確認を行っている顧客等との取引であっても、新法第4条第1項の規定の適用は除外されないこととする。

(4) その他

その他所要の改正を行うこととする。

2 関係政令の整備

改正法による条項番号の移動に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととする。

3 経過措置

1 (1)ウについて、施行日前に行った取引については対象としないことを確認的に規定することとする。

4 施行期日

平成28年10月1日とする。